

公布された条例のあらまし

◆地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第21号）

- 1 条例改正の目的
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正により国会議員の選挙における選挙長等の費用弁償額が改定されたことを考慮し、選挙長等の報酬の額を改定することとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

- 1 条例改正の目的
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、育児に係る部分休業制度が拡充されることを考慮し、当該拡充される部分休業の1年当たりの取得範囲を定める等必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。

◆職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第23号）

- 1 条例改正の目的
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正を考慮し、職員が仕事と育児との両立に資する制度等を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずることとした。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和7年10月1日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第24号）

- 1 条例改正の目的
地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人の県民税及び県たばこ税について必要な改正等をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、次の(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める日から施行することとした。
(1) 第1条の規定 公布の日
(2) 第2条中付則第22条の4第1項の表の改正規定 規則で定める日
(3) 第2条の規定（前号に掲げる規定を除く。）並びに附則第2項及び第3項の規定 令和8年1月1日
(4) 第3条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定 令和8年4月1日

◆高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第25号）

- 1 条例改正の目的
離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和7年総務省令第28号）の施行により地域経

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3
◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	3
◎高知県税条例の一部を改正する条例	5
◎高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	6
◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	6
◎高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	7
◎高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	8
◎高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例	8
◎警察官等支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例	12

濟牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）が一部改正されたことを考慮し、同意促進区域における県税の課税免除措置の適用要件としての地域経済牽引事業施設を設置する期限を3年延長することとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用することとした。

◆半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

1 条例改正の目的

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和7年総務省令第28号）の施行により半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）が一部改正されたことを考慮し、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置の対象から情報通信技術利用事業用設備を除くとともに、当該県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限を2年延長する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用することとした。

◆高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

1 条例改正の目的

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）が一部改正され、国政選挙におけるビラ及びポスターの作成の公営に要する経費の限度額が引き上げられたこと等を考慮し、高知県議会の議員及び高知県知事の選挙におけるビラ及びポスターの作成の公営に関して同様の措置を講ずる等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◆高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

1 条例改正の目的

平成25年1月11日において現に存する特別養護老人ホームの建替えに際して、現行の1室当たりの定員基準による建替えを行った場合に、入所定員の減少その他の入所者へのサービスの提供上の支障が生じると想定されるときにおける当該特別養護老人ホームの建替え後の1室当たりの定員基準について特例を設けるとともに、当該定員基準の特例を適用する際の要件を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

1 条例改正の目的

土地改良法等の一部を改正する法律（令和7年法律第14号）の施行により土地改良法

（昭和24年法律第195号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

1 条例改正の目的

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づき特定都市河川流域として指定された一級河川仁淀川水系日下川流域における流域水害対策計画が策定され同流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨が定められることを考慮し、同法第33条第1項の規定に基づき雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置に係る技術的基準を強化するに当たって、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第10条第1号の規定により当該技術的基準に係る強化降雨を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆警察官等支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例（高知県条例第31号）

1 条例改正の目的

警察法施行令（昭和29年政令第151号）が一部改正されたことを考慮し、警察官及び交通巡視員に対し支給する支給品の品目から夏服スカートを削ることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第21号

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「10,800円」を「12,200円」に、「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第22号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項及び第5項」に改める。

第23条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「非常勤職員（」を「非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員（」に、「（次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く」を「をいう。）を除く。次条において同じ」に改める。

第24条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条及び第25条において「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第24条第2項中「の規定」を「、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の2第1項若しくは警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の2第1項の規定」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条及び第25条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

- （2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- （1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- （2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出をしたときに予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定に基づく変更（第26条において「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の教育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第25条第1項中「部分休業」を「第1号部分休業又は第2号部分休業（次項及び次条において「部分休業」という。）」に改める。

第26条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める部分休業の承認の取消事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第24条の2に規定する第2号部分休業の承認の請求をする場合における新条例第24条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
- 3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。
第17条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。



職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第23号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第16条の3第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第16条の3及び第16条の4を削る。

第18条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第26条の2第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）職員の育児休業等に関する条例第26条の2第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするた

め、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第16条の3第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第16条の3及び第16条の4を削る。

第18条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第26条の2第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）職員の育児休業等に関する条例第26条の2第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第16条の3第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第16条の3及び第16条の4を削る。

第17条の次に次の3条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 本部長は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第26条の2第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第26条の2第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 本部長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 本部長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の3 本部長は、職員が本部長に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 本部長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の4 本部長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 各任命権者は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第18条の2第2項、第2条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第18条の2第2項又は第3条の規定による改正後の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の2第2項（以下この項において「育児期両立支援制度等周知等措置の条項」という。）の規定の例により、育児期両立支援制度等周知等措置の条項に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は育児期両立支援制度等周知等措置の条項の規定により講じられたものとみなす。

~~~~~  
高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第24号

##### 高知県税条例の一部を改正する条例

**第1条** 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第65条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

第65条に次の1項を加える。

4 第1項の届出をした法人は、当該届出事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第90条の3第3項第1号中「第74条の4第3項第2号」を「第74条の4第3項第1号」に改める。

付則第22条の4第1項の表2の項中「附則第10条の2の2第2項」を「附則第10条の2の2第3項」に改め、同表4の項中「附則第10条の2の2第5項」を「附則第10条の2の2第6項」に改め、同表8の項、13の項及び15の項から17の項までの規定中「附則第10条の2の2第7項」を「附則第10条の2の2第8項」に改める。

**第2条** 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第37条中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第40条の5第1項中「者に限る。」を「者に限る。」若しくは法第34条第1項第12号に規定する特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」に改める。

付則第22条の4第1項の表2の項中「附則第10条の2の2第3項」を「附則第10条の2の2第4項」に改め、同表4の項中「附則第10条の2の2第6項」を「附則第10条の2の2第7項」に改め、同表8の項、13の項及び15の項から17の項までの規定中「附則第10条の2の2第8項」を「附則第10条の2の2第9項」に改める。

**第3条** 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第32条第4項及び第33条第3号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

付則第12条第5項及び第12条の2第1項中「第145条の5」を「第145条の13」に改める。

付則第22条から第22条の2の3までを次のように改める。

(加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例)

**第22条** 令和8年4月1日以後に第90条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第74条第2項第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、法第74条の3の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第90条の3第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第74条第2項第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ

（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法附則第12条の2第1項第1号に規定する総務省令で定めるところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の法附則第12条の2第1項第1号に規定する総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（法第74条の3の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の法附則第12条の2第2項に規定する政令で定めるものについては、前項第2号ただし書の規定は、適用しない。

**第22条の2から第22条の2の3まで** 削除

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条中付則第22条の4第1項の表の改正規定 規則で定める日
- (3) 第2条の規定（前号に掲げる規定を除く。）並びに次項及び附則第3項の規定 令和8年1月1日
- (4) 第3条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定 令和8年4月1日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の高知県税条例（次項において「8年1月新条例」という。）第37条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 8年1月新条例第40条の5第1項の規定は、第1項第3号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「3号施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する8年1月新条例第40条の5第1項の規定による申告書について適用し、3号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第2条の規定による改正前の高知県税条例第40条の5第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

4 次項に定めるものを除き、第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（第3条の規定による改正後の高知県税条例（次項において「8年4月新条例」という。）付則第22条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

5 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、高知県税条例第90条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第90条の3第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び8年4月新条例付則第22条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 高知県税条例第90条の3第3項の規定により換算した紙巻たばこ（8年4月新条例付則第22条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 8年4月新条例付則第22条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

高知県知事 瀧田 省司

**高知県条例第25号**

**高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例**

高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第26号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、情報通信技術利用事業用設備」を削る。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第3条中「情報通信技術利用事業用設備、農林水産物等販売業用設備」を「農林水産物等販売業用設備」に改め、「又は情報通信技術利用事業用設備」を削り、同条第1号及び第2号中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「、情報通信技術利用事業用設備」を削り、同号を同条第7号とする。

第4条第1項第1号中「所得金額又は収入金額」を「所得」に改め、同号ア及びイ中「所得金額」を「所得」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、令和7年4月1日以後に新設又は増設をされる製造事業用設備、有線放送業等用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備について適用し、同日前に新設又は増設をされた製造事業用設備、有線放送業等用設備、情報通信技術利用事業用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備については、なお従前の例による。

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第27号

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（高知県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号」を「第143条第1項第5号」に、「総称する」を「いう」に改める。

第7条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「386,500円と5円18銭」を「419,000円と5円62銭」に改める。

第10条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「270,655円と28円35銭」を「293,440円と30円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の公布の日以後その期日を告示される高知県議会の議員の選挙又は高知県知事の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された高知県議会の議員の選挙又は高知県知事の選挙については、なお従前の例による。

3 この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、令和8年1月1日以後その期日を告示される高知県議会の議員の選挙又は高知県知事の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された高知県議会の議員の選挙又は高知県知事の選挙については、なお従前の例による。

高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第28号

高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（建替後の1の居室の定員の特例）

4 平成25年1月11日において現に存していた特別養護老人ホーム（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、多床室（1の居室の定員が3人又は4人の居室をいう。以下この項において同じ。）を有するものに限る。）の建替え（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）後の当該特別養護老人ホームの1の居室の定員について第3条第3項の規定を適用する場合においては、当分の間、同項中「「入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合」とあるのは「知事が特に認める場合又は知事が必要があると認める場合」とあるのは「一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる」とあるのは「4人以下とすること。ただし、当該建替え前において1の居室の定員が1人である居室に相当する当該建替後の居室にあっては1人、当該建替え前において1の

居室の定員が2人である居室に相当する当該建替え後の居室にあつては2人以下とする。」とする。

(1) 当該建替えに当たっては、多床室の整備によらなければ施設全体の定員の減少その他の入所者へのサービスの提供上の支障が生ずること。

(2) 当該建替えを行う特別養護老人ホームが所在する市町村の長から、当該建替えに当たっては多床室の整備によることが必要であることの具体的な理由を記載した意見書(市町村老人福祉計画(法第20条の8第1項に規定する「市町村老人福祉計画」をいう。)の策定に係る委員会等での議論を踏まえたものに限る。)が提出されること。

(3) 当該建替えに係る多床室の整備に当たって、可動壁等によりベッドの間を仕切ることその他の入所者のプライバシーへの配慮に係る措置がなされること。

(高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第2条** 高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例(令和3年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(建替え後の1の居室の定員の特例)

4 平成25年1月11日において現に法第48条第1項第1号の規定による指定を受けていた指定介護老人福祉施設(同日において建築中であつたものであつて同日後に同号の規定による指定を受けたものを含み、多床室(1の居室の定員が3人又は4人の居室をいう。以下この項において同じ。)を有するものに限る。)の建替え(次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。)後の当該指定介護老人福祉施設の1の居室の定員について第4条第3項の規定を適用する場合においては、当分の間、同項中「「入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合」とあるのは「知事が特に認める場合又は知事が必要があると認める場合」とあるのは「一人とすること。ただし、入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる」とあるのは「4人以下とすること。ただし、当該建替え前において1の居室の定員が1人である居室に相当する当該建替え後の居室にあつては1人、当該建替え前において1の居室の定員が2人である居室に相当する当該建替え後の居室にあつては2人以下とする。」とする。

(1) 当該建替えに当たっては、多床室の整備によらなければ施設全体の定員の減少その他の入所者へのサービスの提供上の支障が生ずること。

(2) 当該建替えを行う指定介護老人福祉施設が所在する市町村の長から、当該建替えに当たっては多床室の整備によることが必要であることの具体的な理由を記載した意見書(市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する「市町村介護保険事業計画」をいう。)の策定に係る委員会等での議論を踏まえたものに限る。)が提出されること。

(3) 当該建替えに係る多床室の整備に当たって、可動壁等によりベッドの間を仕切ることその他の入所者のプライバシーへの配慮に係る措置がなされること。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において

「施行日」という。)以後に建替え(同条例附則第4項に規定する建替えをいう。以下この項において同じ。)の工事に着手する特別養護老人ホームについて適用し、施行日前に建替えの工事に着手した特別養護老人ホームについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例附則第4項の規定は、施行日以後に建替え(同項に規定する建替えをいう。以下この項において同じ。)の工事に着手する指定介護老人福祉施設について適用し、施行日前に建替えの工事に着手した指定介護老人福祉施設については、なお従前の例による。



高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第29号**

**高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**

高知県住民基本台帳法施行条例(平成14年高知県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1の27の項中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第30号**

**高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例**

高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例(令和6年高知県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(技術的基準の強化に係る強化降雨)

**第2条の2** 法第33条第1項の規定に基づき強化する法第32条の技術的基準に係る政令第10条第1号に規定する強化降雨は、別表に定めるとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第2条の2関係)

| 時 | 分     | 降雨強度 (単位 ミリメートル毎時) |
|---|-------|--------------------|
| 0 | 0-10  | 4.0                |
|   | 10-20 | 4.0                |
|   | 20-30 | 4.0                |
|   | 30-40 | 4.0                |
|   | 40-50 | 4.0                |
|   | 50-60 | 4.0                |
| 1 | 0-10  | 3.0                |
|   | 10-20 | 3.0                |
|   | 20-30 | 3.0                |
|   | 30-40 | 3.0                |
|   | 40-50 | 3.0                |
|   | 50-60 | 3.0                |
| 2 | 0-10  | 0.0                |
|   | 10-20 | 0.0                |
|   | 20-30 | 0.0                |
|   | 30-40 | 0.0                |
|   | 40-50 | 0.0                |
|   | 50-60 | 0.0                |
|   | 0-10  | 1.0                |
|   | 10-20 | 1.0                |
|   | 20-30 | 1.0                |

|   |       |      |
|---|-------|------|
| 3 | 30-40 | 1.0  |
|   | 40-50 | 1.0  |
|   | 50-60 | 1.0  |
| 4 | 0-10  | 7.0  |
|   | 10-20 | 7.0  |
|   | 20-30 | 7.0  |
|   | 30-40 | 7.0  |
|   | 40-50 | 7.0  |
|   | 50-60 | 7.0  |
| 5 | 0-10  | 9.0  |
|   | 10-20 | 9.0  |
|   | 20-30 | 9.0  |
|   | 30-40 | 9.0  |
|   | 40-50 | 9.0  |
|   | 50-60 | 9.0  |
| 6 | 0-10  | 12.0 |
|   | 10-20 | 12.0 |
|   | 20-30 | 12.0 |
|   | 30-40 | 12.0 |
|   | 40-50 | 12.0 |
|   | 50-60 | 12.0 |
|   | 0-10  | 8.0  |

|    |       |      |
|----|-------|------|
| 7  | 10-20 | 8.0  |
|    | 20-30 | 8.0  |
|    | 30-40 | 8.0  |
|    | 40-50 | 8.0  |
|    | 50-60 | 8.0  |
| 8  | 0-10  | 34.0 |
|    | 10-20 | 34.0 |
|    | 20-30 | 34.0 |
|    | 30-40 | 34.0 |
|    | 40-50 | 34.0 |
|    | 50-60 | 34.0 |
| 9  | 0-10  | 42.0 |
|    | 10-20 | 42.0 |
|    | 20-30 | 42.0 |
|    | 30-40 | 42.0 |
|    | 40-50 | 42.0 |
|    | 50-60 | 42.0 |
| 10 | 0-10  | 34.0 |
|    | 10-20 | 34.0 |
|    | 20-30 | 34.0 |
|    | 30-40 | 34.0 |
|    | 40-50 | 34.0 |
|    | 50-60 | 34.0 |
| 11 | 0-10  | 29.0 |
|    | 10-20 | 29.0 |
|    | 20-30 | 29.0 |
|    | 30-40 | 29.0 |
|    | 40-50 | 29.0 |
|    | 50-60 | 29.0 |
|    |       |      |
| 12 | 0-10  | 48.0 |
|    | 10-20 | 48.0 |
|    | 20-30 | 48.0 |
|    | 30-40 | 48.0 |
|    | 40-50 | 48.0 |
|    | 50-60 | 48.0 |
|    |       |      |
| 13 | 0-10  | 46.0 |
|    | 10-20 | 46.0 |
|    | 20-30 | 46.0 |
|    | 30-40 | 46.0 |
|    | 40-50 | 46.0 |
|    | 50-60 | 46.0 |
|    |       |      |
| 14 | 0-10  | 41.0 |
|    | 10-20 | 41.0 |
|    | 20-30 | 41.0 |
|    | 30-40 | 41.0 |
|    |       |      |

|    |       |      |  |    |       |      |
|----|-------|------|--|----|-------|------|
|    | 40-50 | 41.0 |  | 18 | 30-40 | 16.0 |
|    | 50-60 | 41.0 |  |    | 40-50 | 16.0 |
| 15 | 0-10  | 35.0 |  | 19 | 50-60 | 16.0 |
|    | 10-20 | 35.0 |  |    | 0-10  | 30.0 |
|    | 20-30 | 35.0 |  |    | 10-20 | 30.0 |
|    | 30-40 | 35.0 |  |    | 20-30 | 30.0 |
|    | 40-50 | 35.0 |  |    | 30-40 | 30.0 |
|    | 50-60 | 35.0 |  |    | 40-50 | 30.0 |
|    | 0-10  | 24.0 |  |    | 50-60 | 30.0 |
|    | 10-20 | 24.0 |  |    | 0-10  | 7.0  |
| 16 | 20-30 | 24.0 |  | 20 | 10-20 | 7.0  |
|    | 30-40 | 24.0 |  |    | 20-30 | 7.0  |
|    | 40-50 | 24.0 |  |    | 30-40 | 7.0  |
|    | 50-60 | 24.0 |  |    | 40-50 | 7.0  |
|    | 0-10  | 13.0 |  |    | 50-60 | 7.0  |
|    | 10-20 | 13.0 |  |    | 0-10  | 8.0  |
| 17 | 20-30 | 13.0 |  | 21 | 10-20 | 8.0  |
|    | 30-40 | 13.0 |  |    | 20-30 | 8.0  |
|    | 40-50 | 13.0 |  |    | 30-40 | 8.0  |
|    | 50-60 | 13.0 |  |    | 40-50 | 8.0  |
|    | 0-10  | 16.0 |  |    | 50-60 | 8.0  |
|    | 10-20 | 16.0 |  |    | 0-10  | 1.0  |
|    | 20-30 | 16.0 |  |    |       |      |

|    |       |     |
|----|-------|-----|
| 22 | 10-20 | 1.0 |
|    | 20-30 | 1.0 |
|    | 30-40 | 1.0 |
|    | 40-50 | 1.0 |
|    | 50-60 | 1.0 |
| 23 | 0-10  | 6.0 |
|    | 10-20 | 6.0 |
|    | 20-30 | 6.0 |
|    | 30-40 | 6.0 |
|    | 40-50 | 6.0 |
|    | 50-60 | 6.0 |

**附 則**  
この条例は、公布の日から施行する。



警察官等支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和7年7月1日

高知県知事 瀧田 省司

**高知県条例第31号**

**警察官等支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例**

警察官等支給品及び貸与品条例（昭和29年高知県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「又は夏服スカート」を削る。

第5条第1項第1号中

「けん銃  
帯革  
けん銃つりひも」

を

「拳銃  
帯革  
拳銃つりひも」

に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。